

福岡県最低賃金の改正決定について（答申）



令和元年8月5日、福岡合同庁舎新館において開催された福岡地方最低賃金審議会において、有田会長（右）から伊藤福岡労働局長（左）へ、令和元年度の福岡県最低賃金の改正決定について答申が行われました。

答申の要旨

- ・福岡県最低賃金を 1時間 841円 とする。
- ・効力発生の日は、令和元年10月1日の見込みである。
- ・付帯決議として、以下の3点を付する。
 - 1 生産性向上に向けて、更なる支援の充実を行うこと
 - 2 利便性の向上等助成金の改善や、下請企業対策としての取引条件の改善を図る等、労務費上昇のための対策を引き続き行うこと
 - 3 中央最低賃金審議会において、地域間格差が拡大しないよう配慮すること